教職員の皆様へ

国立大学法人大分大学長 大分大学危機対策本部長 北野 正剛

新型コロナウイルス感染症に対する大学の感染症対策について(重要)(第11報)

新型コロナウイルス感染症が、世界中へ拡大しており、大分県内においてもクラスターが発生しました。以下の①~③に該当する方は、必ず各所属部局の担当者(以下、担当部局)まで届け出てください。

- ① 新型コロナウイルス感染症と診断された方
- ② ①の方と濃厚接触*し、PCR 検査の対象となった方
- ③ ②のうち発熱や呼吸器症状(咳,鼻水,咽頭痛等)が出ている方と濃厚接触した方

毎朝,必ず体温測定を行って健康状態を観察し,発熱や呼吸器症状(咳,鼻水,咽頭痛等),嗅覚・味覚異常,頭痛,倦怠感など何らかの体調不良を認める場合は,出勤をせず,各担当部局へ報告してください。また,家族内に出勤・登学停止者がいる場合は,保健管理センターにて登学の可否について判断しますので,自宅待機の上,連絡をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の感染症対策は、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」が基本です。別添のポスターを参照の上、感染症対策に万全を期してください。

大分大学では、現在、不可避の場合を除く県外への出張・旅行を禁止しています。また、4月7日、日本国内における感染者急増を受け、政府より緊急事態宣言が発令されました。さらに、4月16日、日本国内における感染者急増を受け、緊急事態宣言の対象区域が全都道府県に拡大されました。5月14日、全都道府県に発令された緊急事態宣言は大分県を含む39県で解除されましたが、県をまたいだ移動は可能な限り控えるよう呼びかけられています。これを踏まえ、4月8日以降、特定警戒都道府県の対象地域(5月15日現在は、東京都、大阪府、北海道、埼玉県、千葉県、神奈川県、京都府、兵庫県)および隣県の福岡県より大分県へ来県または帰県した教職員は、これまでと同様に大学への出勤を停止し、健康観察を行いながら2週間、自宅待機してください。なお、外務省からは、全世界を対象に「危険情報」のレベル2以上が出されており、現在、海外への渡航も禁止しています。親族の危篤等による一時帰国などで、どうしても県外へ出なければならない方や、海外への渡航が必要な方は、各担当部局へ届け出が必要です。

今後の対策として,

- ●2020年2月1日以降,海外に渡航歴のない方や,2週間以内に政府より発動された特定警戒 都道府県および福岡県にいなかった方(最も多いケース)p.5
- ●海外より帰国または来日した方 p.6
- ●海外より帰国または来日した方(同居者等)と濃厚接触のあった方 p.6
- ●4月8日以降,特定警戒都道府県および福岡県より来県または帰県して2週間経過していない方 p.6

に分けて, フローチャートを作成しましたので, 遵守してください。

*濃厚接触とは、患者と同じ家に住む人(家族など)、痰などの分泌物に予防策なしに接触した場合、対面で会話が可能な距離(目安は2メートル以内)で、予防策なしに30分以上ともに過ごした場合などをさす。すれ違った程度は含まない。

●2020年2月1日以降,海外に渡航歴のない方,4月8日以降,特定警戒都道府県にいなかった方(フローチャート①参照)

- 1. 毎朝体温測定を行い、健康観察を実施してください。発熱や呼吸器症状(咳、鼻水、咽頭痛等)、嗅覚・味覚異常、頭痛、倦怠感など**何らかの**体調不良を認める場合は、出勤をせず症状が改善するまで自宅待機とし、他人との接触は控えてください。速やかに担当部局へ届け出を行い、経過記録票の記入を開始してください。また、医療機関に受診が必要な場合は、まず電話をして症状を伝え、マスクを着用の上、受診してください。
- 2. 厚生労働省は5月8日,帰国者・接触者相談センターに相談する目安から「37.5 度以上の 発熱が4日以上続く」を削除し、新たな目安を公表しました。下記①、②、③に当てはまる 場合は、最寄りの保健所に電話で相談の上、指定された医療機関を受診してください。
- ① 息苦しさ(呼吸困難)・強いだるさ(倦怠感)・高熱などの強い症状のいずれかがある
- ② 重症化しやすい方や妊婦で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
- ③ ①,②以外で,発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く(4日以上続く場合は必ず)
- 3.2.に当てはまる場合は、速やかに担当部局へ届け出て、受診結果を報告してください。
- ●海外より帰国または来日した方、または、海外より帰国または来日して2週間、健康な状態を維持できたことが確認できない方と濃厚接触した方、4月8日以降、特定警戒都道府県より来県または帰県して2週間経過していない方(フローチャート②参照)
 - 1. 海外から帰国または来日した方は、入国後、速やかに、渡航地域、渡航期間、利用交通機関(航空機便名等)等を担当部局へ届け出てください。また、特定警戒都道府県および福岡県より来県または帰県して2週間経過していない方は、来県または帰県後、都府県名や帰県または来県ルートについて担当部局に届け出てください。症状の有無にかかわらず、入国日、濃厚接触をした日、来県または帰県日から2週間は出勤をせず、公共交通機関の利用を避けて自宅待機とし、他人との接触は控えてください。また、入国日、濃厚接触日、来県または帰県日より2週間は、毎日体温測定をする等、別添の経過記録票に健康状態を記入し、毎日各担当部局に報告してください。
 - 2. 入国日, 濃厚接触日, 来県または帰県日より2週間以内に発熱や咳等の呼吸器症状, 嗅

覚・味覚異常等,新型コロナウイルス感染症が疑われるような症状が出た場合,最寄りの保健所に電話して受診すべき医療機関などの指示を仰ぎ,事前に居住歴や渡航歴等を連絡した上で,マスクを着用の上,指定された医療機関に速やかに受診してください。また,結果を各担当部局に届け出てください。

3. 入国日, 濃厚接触日, 来県または帰県日より2週間, 発熱なく, 体調に異常を認めなかった場合は, 各担当部局へ経過記録票を提出し, 経過観察期間を終了とします。

情勢が刻々と変化しておりますので、これらの対策については、今後、更に変更となる可能性がありますので、ご注意ください。新型コロナウイルスの対応に関しては、現在、感染の拡大を防ぐための重要な時期にあるため、下記ウェブサイト等から最新の情報を収集してください。

密閉、密集、密接、の3つの密について避けるようにし、下記を遵守してください。

- (ア) 飲食を伴う概ね5人以上での集会(食事会や飲み会など)は禁止します
- (イ) ライブハウス・カラオケ・ジム・ラウンジなどの利用も禁止します。
- (ウ) 不特定多数の方が集うセミナー・研究会・説明会・スポーツ・文化活動への参加も不可 避の場合を除いて禁止します。
- (エ) 現時点では、大学内のサークル活動も禁止していますので、顧問の方はご留意ください。
- (オ) 室内での講義や会議などは、3つの密を避けるように工夫したうえで行ってください。 当分の間、中止することも考慮してください。

他機関での学生の実習においては、学生の感染予防対策の徹底をお願いします。

- ・東北医科薬科大学病院HP 新型コロナウイルス感染症~市民向け感染予防ハンドブック (新型コロナウイルス感染症について分かり易く書かれています。)
 http://tmpuh.net/第 2 版新型コロナウイルス感染症_市民向けハンドブック_第 2.2 版 _20200424.pdf
- ・大分県HP 新型コロナウイルスに関するお知らせ https://www.pref.oita.jp/site/covid19-oita/
- ・ 県内の新型コロナウイルスに関する相談窓口について https://www.pref.oita.jp/site/covid19-oita/covid19-consultation-desk.html
- ・厚生労働省HP 新型コロナウイルスに関する Q&A (一般の方向け) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001. html#Q15
- 国立感染症研究所HP https://www.niid.go.jp/niid/ja/
- 外務省海外安全HP https://www.anzen.mofa.go.jp/
- ・日本禁煙学会 HP COVID-19 の重症化因子に関する見解 http://www.jstc.or.jp/modules/information/index.php?content_id=243

[English Website]

- Centers for Disease Control and Prevention (CDC) https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/guidance-hcp.html
- World Health Organization (WHO) https://www.who.int/health-topics/coronavirus

「新型コロナウイルス感染症」と診断された場合は、平日は担当部局まで、夜間・休日は守衛所(旦野原:097-554-7426、挾間:097-586-6620)まで速やかに届け出てください。

※大分県内で新型コロナウイルス感染症が発生したため、発熱や呼吸器症状(咳,鼻水,咽頭痛等)を認めない場合についても、毎朝体温測定を行い、健康観察を実施してください。

発熱や呼吸器症状(咳,鼻水,咽頭痛等),嗅覚・味覚異常,頭痛,倦怠感など何らかの体調不良を認める教職員の皆様へ(2020年2月1日以降,海外に渡航歴のない方,4月8日以降,特定警戒都道府県の対象地域にいなかった方)

大学への出勤をせず、症状が改善するまで自宅待機をして、他人との接触は控えてください

速やかに担当部局へ届け出を行ってください

経過記録票の記入を開始してください



医療機関に受診が必要な場合は,まず電話をして症状を伝え, マスクを着用の上,受診してください



症状が改善しない

- ① 息苦しさ(呼吸困難)・強いだるさ(倦怠感)・高熱などの強い症状のいずれかがある
- ② 重症化しやすい方*や妊婦で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
- ③ これら以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く(4日以上続く場合は必ず)



症状が改善

発症後8日経過,かつ,解熱後および 症状消失後3日経過していれば出勤可 例1:6/1に発症し,6/5までに解熱および 症状消失した場合は,6/10日より出勤可 例2:6/1に発症し,6/8に解熱および症状 消失した場合は,6/12より出勤可



最寄りの保健所に電話で相談の上, 指定された医療機関を受診してください



担当部局へ経過記録票を提出し, 経過観察を終了してください



速やかに各所属部局の担当者へ 届け出を行ってください

※自宅待機となった場合は、就業禁止(有給)扱いとなります。

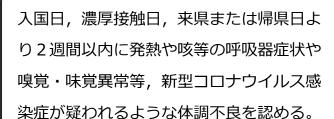
*重症化しやすい方・・・高齢者, 糖尿病, 心不全, 呼吸器疾患(COPD 等)等の基 礎疾患がある方や透析を受けている方, 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている 方, 喫煙者

海外より帰国または来日した教職員の皆様

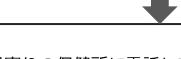
海外より帰国または来日した方(同居者等)と濃厚接触した教職員の皆様 4月8日以降,特定警戒都道府県および福岡県より来県または帰県して2週間経過していない皆様

新型コロナウイルス感染症が世界中に拡大しています。該当する方は,大学の感染症対策を徹底するために,下記の流れに沿って行動してください。

海外から帰国または来日した方,海外から帰国または来日して2週間,健康な状態を維持できたことが確認できない方と濃厚接触した方,4月8日以降,特定警戒都道府県および福岡県より来県または帰県して2週間経過していない方は,各所属部局の担当者に報告し,入国日,濃厚接触日,来県または帰県日から2週間は,大学への出勤は停止し自宅待機とし,毎日体温測定を行い,経過記録票を記入する。厳重に健康観察を行い,外出を控える。健康状態については各所属部局の担当者へ毎日報告する。



入国日, 濃厚接触日, 来県または帰 県日より2週間自覚症状なく経過。



最寄りの保健所に電話して受診すべき医療機関等の指示を仰ぎ、事前に居住歴や渡航歴等を連絡した上で、マスクを着用の上、指定された医療機関に速やかに受診する。

受診結果については,各所属部局の担当者まで報告する。

担当部局へ経過記録票を提出

し,経過観察終了。出勤可。